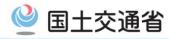
参考資料1

(第1回検討会 提示資料)

長期優良住宅制度の現状



○長期優良住宅制度の概要 ・・・p.3

○長期優良住宅に対する支援策 ·・・・p.14

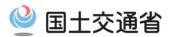
○関連する制度の概要 ···p.26

○制度の運用状況 ···p.36



○長期優良住宅制度の概要

長期優良住宅に係る認定制度の概要



背景

ストック重視の住宅政策への転換 [=住生活基本法の制定(H18.6)]



「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始

認定基準



- <2>社会的資産として 求められる要件
- ⑤ 高水準の 省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的な バリアフリー性能 (共同住宅のみ)

<1>住宅の長寿命化の ために必要な条件

- ① 劣化対策
- 2 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- 可変性(共同住宅のみ)
- <3>長く使っていく ために必要な要件
- ⑦ 維持保全計画の提出
- <4>その他 必要とされる要件
- ⑧ 住環境への配慮
- 9 住戸面積

特例措置

【新 築】所得税/固定資産税/不動産取得税/登録免許税の特例措置 【増改築】所得税/固定資産税の特例措置(平成29年度税制改正による) < 2. 融資>

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

<3. 補助制度>

【新 築】中小工務店等に対する補助

【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

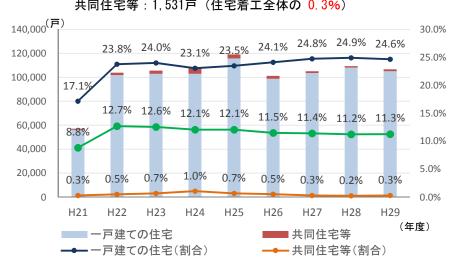
【新築】累計実績(H21.6~H30.3)

915.194戸 (一戸建て:894.943戸、共同住宅等:20.251戸)

※H29年度 ···106,611戸(住宅着工全体の11.3%)

一戸建て:105.080戸(住宅着工全体の24.6%)

共同住宅等:1,531戸(住宅着工全体の 0.3%)



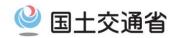
※割合は新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率 ※成果指標:新築住宅における認定長期優良住宅の割合を平成37年度に20%

(住生活基本計画(全国計画)(平成28年))

【增改築】累計実績(H28.4~H30.3)

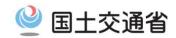
423戸 (一戸建て:395戸、共同住宅等:28戸)

長期優良住宅の認定基準(新築)の概要



性能項目等	新築基準の考え方	一戸建ての住宅	共同住宅等
劣化対策	数世代にわたり住宅の構造躯体が使 用できること	劣化対策等級(構造躯体等)等級3 かつ構造の種類に応じた基準	
耐震性	極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化をはかるため、損傷のレベルの低減を図ること	耐震等級(倒壊等防止)等級2 等	
	構造躯体に比べて耐用年数が短い	維持管理対策等	等級(専用配管)等級3
維持管理・ 更新の容易性	内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。	-	維持管理対策等級(共用配管)等級3 更新対策(共用排水管)等級3 ※一部の基準を除く
可変性	居住者のライフスタイルの変化等に応 じて間取りの変更が可能な措置が講 じられていること。	-	躯体天井高さ2,650mm以上
バリアフリー性	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確 保されていること	-	高齢者等配慮対策等級(共用部分)等 級3 ※一部の基準を除く
省エネルギー 性	必要な断熱性能等の省エネルギー性 能が確保されていること。	断熱等性能等級 等級 4	
居住環境	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。	地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和を図る。	
住戸面積	良好な居住水準を確保するために必	75㎡以上	55㎡以上
江广山俱	要な規模を有すること。	かつ少なくとも1の階の床面積が40㎡以上	
維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期的 な点検・補修等に関する計画が策定 されていること	定期的な点検・補修等に関する計画を策定	

長期優良住宅の認定基準(増改築)の概要①



長期優良住宅(増改築)の認定基準の考え方

○ <u>既存住宅の特性や現実的なリフォームの</u> 可否を踏まえ、その水準を設定。

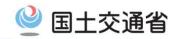
- 既存住宅としての優良性を評価する。
- 既存住宅の特性やリフォーム実施の難 易度等を踏まえ、その水準を定める。
- リフォームでの対応が困難又は合理的でない場合については、代替措置を設定する。

表 新築住宅と増改築基準の相違点(例)

性能項目	新築基準	増改築基準(以下の水準でも可)
劣化対策	基礎高400mm =	→ 基礎高300mm+雨はね防止措置
耐震性	耐震等級2	➡ 耐震等級 1
断熱性	断熱等級4	→ 断熱等級3+一次エネ等級4
可変性	躯体天井高 2,650mm	➡ 居室天井高2,400mm
バリアフリー性(共同のみ)	エレベーター設置 ■	共用階段の両側に手すり設置

性能項目等	新築基準の概要	増改築基準の概要
劣化対策	劣化対策等級(構造躯体等)の 等級3 の基準 (新築住宅) に適合し、かつ構造の種類に応じた基準に適合	劣化対策等級(構造躯体等)の 等級3 の基準 <mark>(既存住宅)</mark> に適合し、かつ構造の種類に応じた基準に適合
	〔木造・鉄骨造〕	〔木造・鉄骨造〕
	・床下空間の有効高さ確保及び床下・小屋裏の点検口設 置など	同左(一定の条件を満たす場合は床下空間の有効高さ確保を 要しない)
	〔鉄筋コンクリート造〕	〔鉄筋コンクリート造〕
	・水セメント比を減ずるか、かぶり厚さを増すこと	同左(中性化深さの測定によることも可能)
耐震性	以下のいずれか	以下のいずれか
	・ <u>耐震等級(倒壊等防止)<mark>等級2</mark>の基準(新築住宅)</u> に適合すること。	・ <u>耐震等級(倒壊等防止)<mark>等級1</mark>の基準(既存住宅)に適</u> 合すること。
	・耐震等級(倒壊等防止)等級1の基準(新築住宅) に適合し、かつ安全限界時の層間変形を1/100(木造の 場合1/40)以下とすること。	・ <u>住宅品確法に定める免震建築物</u> であること。
	<u> ・住宅品確法に定める免震建築物</u> であること。	

長期優良住宅の認定基準(増改築)の概要②



性能 項目等	新築基準の概要	増改築基準の概要		
維持管理・ 更新の 容易性	原則として、以下の基準 (新築住宅) に適合すること。 ・維持管理対策等級 (専用配管) の等級 3 ・維持管理対策等級 (共用配管) の等級 3 ・更新対策 (共用排水管) の等級 3	原則として、以下の基準 (既存住宅) に適合すること。 ・維持管理対策等級 (専用配管) の等級 3 ・維持管理対策等級 (共用配管) の等級 3 ・更新対策 (共用排水管) の等級 3 ただし一部の基準において将来的な更新を計画に位置付ける場合、当該基準を適用しない。		
可変性 〔共同住宅 及び長屋〕	・ <u>躯体天井高さ2,650mm以上</u>	・躯体天井高さ2,650mm以上又は・居室天井高さ2,400mm以上		
バリアフリー 性 (共同住宅 等)	原則として、 <u>高齢者等配慮対策等級(共用部分)の</u> 等級3 の基準 (新築住宅) に適合すること。 ※一部の基準を除く	原則として、高齢者等配慮対策等級(共用部分)の等級3の基準(既存住宅)に適合すること。 ※一部の基準を除く ただし各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、両側に手すりを設置した場合、エレベータに関する基準を適用しない。		
省エネルギー性	断熱等性能等級の 等級4 の基準 (新築住宅) に適合すること。	断熱等性能等級の等級4の基準 (既存住宅) に適合すること。 又は 断熱等性能等級の等級3の基準 (既存住宅)、一次エネルギー 消費量等級の等級4の基準 (既存住宅) に適合すること。		
居住環境	・地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和が図られること。			
住戸面積	少なくとも 1 の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)かつ、以下に適合すること。 〔一戸建ての住宅〕 75㎡以上(2 人世帯の一般型誘導居住面積水準) ※地域の実情に応じ、変更可。 〔共同住宅等〕 55㎡以上(2 人世帯の都市居住型誘導居住面積水準) ※地域の実情に応じ、変更可。			

※既存住宅の場合、「長期使用構造等とするための増築または改築」を伴うことが要件。

(長期仕様構造等に関連のない増改築のみを行う場合は認定申請ができない)

住宅性能表示制度の概要



新築住宅の住宅性能表示制度とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定により、住宅の基本的な性能について、

- 共通のルール(国が定める日本住宅性能表示基準・評価方法基準)に基づき、
- 公正中立な第三者機関(登録住宅性能評価機関)が
- 設計図書の審査や施工現場の検査を経て等級などで評価し、
- 建設住宅性能評価書が交付された住宅については、迅速に専門的な紛争処理が受けられる

平成12年度から運用が実施された任意の制度である。





長期優良住宅の認定基準と住宅性能表示制度の基準の関係(新築の場合)①

H27. 4. 1より、住宅性能評価において評価を受けなければならない性能表示事項(必須項目)の範囲が、9分野27項目から4分野9項目に変更。長期使用構造等とするための措置の基準の項目と概ね一致

●:必須評価項目 ○:選択評価項目

	●:必須評価項目 ○:建大評価			人,医扒許伽埃日	
	表示すべき事項	H27. 3. 31まで	H27. 4. 1以降	等級の最大値	長期優良住宅の 認定基準
	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	•	•	3	2相当※1
	1 – 2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	•	0	3	-
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	•	•		免震※1
1 構造の安定に関すること	1 - 4 耐風等級	•	0	2	-
	1 – 5 耐積雪等級	•	0	2	-
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	•	•		-
	1 – 7 基礎の構造方法及び形式等	•	•		-
	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	•	0	4	-
	2 – 2 感知警報装置設置等級(他住戸火災時)	•	0	4	-
	2-3 避難安全対策	•	0	3	-
2 火災時の安全に関すること	2 – 4 脱出対策	•	0		-
	2-5 耐火等級(開口部)	•	0	3	-
	2-6 耐火等級(開口部以外)	•	0	4	-
	2 – 7 耐火等級 (界壁及び界床)	•	0	4	-
3 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	•	•	3	3+a
	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	•	•	3	3 ※2
4 維持管理・更新への	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	•	•	3	3-a %2
配慮に関すること	4-3 更新対策(共用排水管)	•	•	3	3-a
	4-4 更新対策(住戸専用部)	•	0		
5 温熱環境・エネルギー消費量に	5 – 1 断熱等性能等級	•	● ※3	4	4
関すること	5-2 一次エネルギー消費量等級		※3	5	-
	6-1 ホルムアルデヒド対策	•	0	3	-
6 空気環境に関すること	6 – 2 換気対策	•	0		-
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	0	0		-
7 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	•	0		-
/ 兀・炕垛児に対すること	7 – 2 方位別開口比	•	0		-
	8-1 重量床衝撃音対策	0	0	5	-
 8 音環境に関すること	8-2 軽量床衝撃音対策	0	0	5	-
0 日垛児に対すること	8-3 透過損失等級(界壁)	0	0	4	-
	8-4 透過損失等級(外壁開口部)	0	0	3	-
9 高齢者等への配慮	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	•	0	5	-
に関すること	9 – 2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	•	0	5	3-a
10 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	•	0		-

長期優良住宅の認定基準と住宅性能表示制度の基準の関係(新築の場合)②

長期優良住宅の 認定基準項目	長期優良住宅で引用している 住宅性能表示制度の基準	長期優良住宅独自の基準 (<mark>赤字:追加措置</mark> 、青字:緩和措置)
劣化対策 劣化対策等級 3		構造の種類に応じた措置 木造:点検を行いやすくするための措置(床下空間、床下・小屋裏の点検口設置) 鉄骨造:さらなる防錆措置又は木造と同様の措置 RC造:水セメント比をさらに5%低減する措置又はかぶり厚さを増す措置
耐震性	①耐震等級(倒壊防止) 1	限界耐力計算を行い、かつ安全限界変形1/100(木造1/40)以 下
(①~③のいずれか)	②耐震等級(倒壊防止) 2 以上	
	③免震建築物	
可変性(共同住宅・長屋)	更新対策(住戸専用部)	躯体天井高2,650mm以上
	①維持管理対策等級(専用配管) 3	ガス管に係るものを除く
 維持管理・更新の容易性 (一戸建ての住宅は①のみ 共同住宅等は①~③)	②維持管理対策等級(共用配管) 3	維持管理の円滑な実施のための必要な措置が講じられている場合は 以下の基準を適用除外 専用部分に立ち入らないで補修できる位置に露出し
><回正石母(&① * ◎)	③更新対策等級(共用排水管) 3	ているか、開口をもつパイプスペース内に設けられて いること ②について、ガス管に係るものを除く
高齢者等対策 (共同住宅等)	高齢者等配慮対策等級(共用部分) 3 以 上	手すり、段差のない構造、共用廊下の高低差に関する基準を除外。 (EVホールの寸法、共用階段の蹴上げ寸法等、共用階段の幅員 は適用)
省エネルギー対策	断熱等性能等級4	

(その他の基準)

- ・住戸面積 : 一戸建て:75㎡以上、共同住宅等:55㎡以上、一戸建て及び共同住宅等ともに少なくとも1の階の床面積が40㎡以上
- ・居住環境への配慮・・地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容に適合すること。
- ・維持保全計画 : ①構造耐力上主要な部分、②雨水の浸入を防止する部分及び③給排水設備の点検時期(10年以内の間隔)・内容を定めること 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うこと 等

長期優良住宅の認定基準と住宅性能表示制度の基準の関係(新築の場合)③

長期優良住宅独自の基準

認定基準項目	考え方	基準の内容
住戸面積	良好な居住水準を確保するために 必要な規模を有すること。	【一戸建ての住宅】 床面積の合計が 75 ㎡以上 【共同住宅等】 一戸の床面積の合計(共用部分を除く)が 55 ㎡以上 ※いずれも、少なくとも一の階の床面積が 40 ㎡以上(階段部分を除く) ※いずれも、所管行政庁が地域の実情を勘案して別に基準を定めることが可能
居住環境への配慮		地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等 の区域内にある場合には、これらの内容に適合すること
維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期 的な点検・補修等に関する計画が 策定されていること。	維持保全計画に以下の事項を定めること。 ・構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分、給水・排水の設備について、仕様に応じた点検の項目 ・時期(点検の時期の間隔が 10 年以内であること) ・点検の結果、必要に応じて補修等を行うこと ・地震・台風時に臨時点検を行うこと ・維持保全の実施期間が 30 年以上であること 等

認定から維持保全にかけての一般的な手続きの流れ



添付図書の作成認定申請書、

登録住宅性能評価機関への 技術的審査の依頼

登録住宅性能評価機関への設計住宅性能評価の依頼

適合証の交付

設計住宅性能 評価書の交付 所管行政庁への 認定申請 (法第5条)

認定/着工(法第6条)

工事 完了

維持保全(法第11条)

- 維持保全計画に基づく点検を実施
- 維持保全記録の作成・保存
- 所管行政庁は認定計画実施者に対し、維持保全の状況について報告を求めることができる。

建築工事が完了した旨の報告 (告示208号三2)

認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認した書類により報告を行う

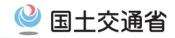
維持保全において生じる手続き例

計画変更(法第8条)

リフォーム時は計画変更の申請を 行い、所管行政庁の認定を受ける (軽微な変更を除く) 地位の承継(法第10条)

一般承継や売買等により認定長期優良 住宅の所有権その他必要な権原を取得 した者は、当該計画の新たな実施者とし て地位を承継できる。

長期優良住宅に係る法令等の改廃履歴

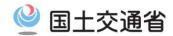


- H21.6.4 制度創設(「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」施行)
- H22.6.1 申請書の様式自由化、着工時期に関する運用の弾力化 等(省令改正)
- ① 申請書の記載内容について法令で定める必要事項の全てが記載されている場合、別の書面を使用可能に
- ② 申請を着工前にしている場合、認定前に着工可能に(従前は認定後着工のみ可能)
- ③ 申請時の提出資料について審査の実情に応じて、書類省略可能に
- H24.4.1 共用配管に関する基準の緩和(告示改正) 共同住宅の共用配管について、パイプスペースが「区画された竪穴」である必要がなくなる
- H27.4.1 省エネルギー性の基準改正(品確法の省令、告示 改正) 住宅性能表示制度の「省エネルギー対策等級」に代わり、「断熱等性能等級」「一次エネルギー消費量等級」が設定されたことを受け、長期優良住宅の基準では「断熱等性能等級」を準用することに(※H11基準からH25基準に変更)
- H28.4.1 増改築認定の創設(省令、告示改正)



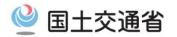
○長期優良住宅に対する支援策

長期優良住宅に係る支援制度



	L = 650	1.5.L. = 1. July -
	新築	增改築
補助	● 地域型住宅グリーン化事業(長寿命型) 中小工務店等が整備する木造の長期優良住宅について支援 【補助限度額】110万円/戸等	● 長期優良住宅化リフォーム推進事業 既存住宅の長寿命化に資するリフォーム等について支援 【補助率】補助対象経費の1/3 【補助限度額】200万円/戸 等
TY	以下の税における特例措置 所得税(住宅ローン減税、投資型減税)登録免許税	以下の税における特例措置 所得税(ローン型減税、投資型減税) 固定資産税
税	● 不動産取得税 ● 固定資産税	
	●【フラット35】S (金利Aプラン) フラット35の借入金利を当初10年間、0.25%引き下げ	●【フラット35】S (金利Aプラン) フラット35の借入金利を当初10年間、0.25%引き下げ
	●【フラット35】(アシューマブル) 住宅売却の際に、購入者へ住宅ローンを引き継ぐことが可 能。	●【フラット35】(アシューマブル) 住宅売却の際に、購入者へ住宅ローンを引き継ぐことが可 能。
融 資	●【フラット50】 償還期間の上限が50年間。住宅売却の際に、購入者へ住 宅ローンを引き継ぐことが可能。	●【フラット35】リノベ (金利Aプラン) フラット35の借入金利を当初10年間、0.5%引き下げ ●【フラット50】 償還期間の上限が50年間。住宅売却の際に、購入者へ住
		宅ローンを引き継ぐことが可能。 ※いずれも認定を受けた住宅を取得する場合又は認定を受けていない 住宅を取得し、リフォームを実施して認定を受ける場合に利用可能

地域型住宅グリーン化事業



地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備を図るとともに、これと併せて行う三世代同居への対応等に対して支援を行う。

中小工務店 建築士 事務所 関連事業者の 連携体制の構築 プレカット 事業者 原木 供給者

共通ルールの設定

•積算、施工方法

•維持管理方法

•地域型住宅の規格・仕様

•資材の供給・加工・利用

•その他、グループの取組

グループの構築

地域型住宅・建築物の整備

補助対象(住宅)のイメージ … 補助額:掛増し費用の1/2以内かつ対象事業費の1/10以内



長寿命型

補助限度額

長期優良住宅

110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅性能向上計画認定住宅

110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅ゼロ・エネルギー住宅

110万円/戸 ※1 140万円/戸 ※2

- ※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、 補助限度額100万円/戸
- ※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、 補助限度額125万円/戸
- ・地域材加算 ……… 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域 材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
- ・三世代同居加算 … 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ 以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額 を加算

補助対象(建築物)のイメージ … 補助額: 掛増し費用の1/2以内



外皮の高断熱化

1次エネルギー消費量が 基準と比べ少ない

その他一定の措置(選択)
・BEMSの導入
・節水対策

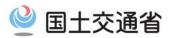
・ヒートアイランド対策 等

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築

物 補助限度額:1万円/平米(床面積)

長期優良住宅化リフォーム推進事業



良質な住宅ストックの形成や、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等を図るため、既存住宅 の長寿命化や省エネ化、三世代同居など複数世帯の同居の実現等に資するリフォームに対する支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①~③を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事後に耐震性と劣化対策が確保されること
- ③日常的に使用する居室等の部分が、省エネルギー性、バリアフリ 一件等のいずれかの基準を満たすもの
- ※若者が既存住宅取得時に行うリフォームは適用要件を緩和 (1)、②のみ適用)

【補助率】 1/3

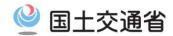
【限度額】 100万円/戸

- 〇 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸 さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円/戸
- 三世代同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、 50万円/戸を上限として補助

〇インスペクションの実施 〇維持保全計画・履歴の作成 〇三世代同居改修 〇性能向上等 ・劣化対策 ・省エネルギー性 ・維持管理・更新の容易性 •耐震性 バリアフリー性 ・可変性 省エネルギー性 例)外壁の断熱 劣化対策 三世代同居改修 例)床下防湿 ※ 三世代同居改修工事については、工事完了後に、 キッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数か所あることが要件

- 良質な既存住宅ストックの 既存住宅流通・ 形成
- リフォーム市場の活性化
- 三世代同居の推進 若者の住宅取得への 支援

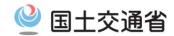
一般住宅と認定長期優良住宅に係る税制措置



	一般住宅	認定長期優良住宅		
	居住 控除対象 控除率 提除 最大 開始年 限度額 控除率 期間 控除額	居住 控除対象 控除率 控除 最大 開始年 限度額 控除率 期間 控除額		
所得税 *1 (住宅ローン減税)	H25.1 .~ <u>2000万円</u> H26.3 1.0%	H25.1 ~ 3000万円 H26.3 1.0%		
	H26.4 年間 4000万円 H33.12	H26.4 ~ 5000万円 H33.12		
所得税 *2 (投資型減税)		標準的な性能強化費用相当額 (H26.3までは上限500万円、 H26.4からは上限650万円) の10%相当額を、その年の所得税 額から控除 *3		
登録免許税	税率の軽減 ①保存登記 <u>1.5/1000</u> ②移転登記 <u>3.0/1000</u>	税率の軽減 ①保存登記 <u>1.0/1000</u> ②移転登記 戸建て <u>2.0/1000</u> マンション <u>1.0/1000</u>		
不動産取得税	課税標準から1200万円控除	課税標準から <u>1300万円</u> 控除		
固定資産税	【一戸建て】 1〜 <u>3</u> 年目 1/2軽減 【マンション】 1〜 <u>5</u> 年目 1/2軽減	【一戸建て】 1~ <u>5</u> 年目 1/2軽減 【マンション】 1~ <u>7</u> 年目 1/2軽減		

- *1 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除(H26.3までは最高9.75万円、H26.4からは最高13.65万円)
- *2 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除
- *3 H26.4からは減税額の算定基礎となる㎡単価(かかり増し費用)を引上げ
- (注) 認定長期優良住宅に係る所得税の特例は、*1と*2の選択制 住宅取得の契約を税率引き上げ時(H26.4.1)の6ヶ月前(H25.9.30)までに締結し、H26.4.1以降に引渡しを受ける場合、 H26.4.1以降の新税率及び税制特例が適用される。

既存住宅のリフォームに係る主な特例措置



所得税(投資型・現金購入者向け) ~H33.12

⇒ 標準的な費用額の10%を所得税額から控除

対象工事	対象限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
三世代同居	250万円	25万円

長期優良住宅化リフォーム

耐震+省エネ+耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
耐震・省エネのいずれか	250万円	25万円
+耐久性	(350万円)	(35万円)

※ カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

所得税(ローン型・ローン利用者向け) ~H33.12

⇒ ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象工事	対象ローン 限度額	控除率	最大控除額 (5年間)
バリアフリー 省エネ 三世代同居 長期優良住宅化リフォーム 【省エネ+耐久性】	250万円	2.0%	62.5万円 250万円×2%×5年=25万円 750万円×1%×5年=37.5万円
その他工事	2.0%分と合計して1,000万円	1.0%	

固定資産税 ~H32.3

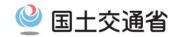
⇒ 固定資産税の一定割合を減額

対象となる改修住宅	減額割合	減額期間
耐震	1/2	1年 (*)
バリアフリー	1/3	1年
省エネ	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム (耐震・省エネのいずれかを行うことが必須)	2/3	1年(*)

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額 (長期優良住宅化リフォームの場合は1年目2/3減額、2年目1/2減額)

[※]長期優良住宅化リフォームにより特例を受ける場合は、増改築による長期優良住宅の認定の取得が必要。

[※]耐久性工事とは、劣化対策工事、維持管理・更新の容易性を確保する工事をいう。



耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅の供給促進のため、証券化支援の枠組みの下で住宅ローンの金利引下げを行う制度。 <対象とする住宅>省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅

対象とする住宅

省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐 久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅

フラット35Sの金利引下げ措置の内容

- 耐震性等の性能が優れた住宅を取得する場合は、 当初5年間の金利を0.25%引き下げる。
- 長期優良住宅等の特に優れた住宅を取得する場 合は、**当初10年間**の金利を**0.25%引き下げ**る。

耐震性等の性能が優れた住宅 長期優良住宅等の 特に優れた住宅 金利引下げ期間 金利引下げ期間 金利引下 5年 5年 10年 利引下げ **-**▲0.25% ゖ゙ ▲0.25%

フラット358の金利引下げ措置の対象となる住宅の基準の概要

○ 省エネルギー性等の性能が優れた住宅

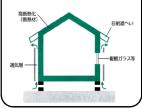
地球温暖化対策の推進

《省エネルギー性に 優れた住宅》

居住空間を断熱材で包み込 むことにより、従来より高い水 準の断熱性を実現した住宅

以下のいずれか

- ○断熱等性能等級4であ ること
- ○一次エネルギー消費量 等級4以上であること

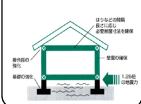


耐震化の推進

《耐震性に優れた住宅》

従来より強い地震力に対して 倒壊、崩壊等しない程度の性Ⅱ動、入浴等の基本的な生活 能が確保された住宅(免震住 宝を含む)

○耐震等級(構造躯体 の倒壊等防止)2以上 又は免震建築物である

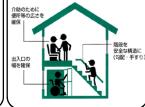


バリアフリー化の推進

《バリアフリー性に 優れた住宅》

| 介助用車いす使用者が、移 行為を行うための措置が確保 された住宅

○高齢者等配慮対策 等級3以上であること。



耐久性・可変性の推進

《耐久性・可変性に 優れた住宅》

長期の安定した居住を可能と する耐久性を有し、模様替え 等の容易性について適正な 水準が確保された住宅

○劣化対策等級3、維持 管理対策等級2以上及 び一定の更新対策(更 新対策については共同 住宅等に限る。)のすべ てに適合すること。



○ 長期優良住宅等の特に優れた住宅

地球温暖化対策の推進

以下のいずれか

- ○認定低炭素住宅である こと
- ○一次エネルギー消費量 等級5であること
- ○性能向上計画認定住宅 であること

耐震化の推進

○耐震等級(構造躯体の 倒壊等防止)3であるこ

と。(数百年に一度程度で 発生する地震の1.5倍の 地震力に対して倒壊、崩 壊等しない程度の性能)

バリアフリー化の推進

○高齢者等配慮対策等 級4以上であること。 (共同住宅の共用部分 については等級3)(等級

3より緩やかな階段勾配、 玄関及び脱衣室に手すり設 置、等級3より広い寝室・便 所·浴室等)

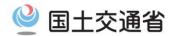
耐久性・可変性の推進

○長期優良住宅である こと。

- 断熱等性能等級4
- ・劣化対策等級3に加えて、 床下及び小屋裏点検口の 設置、一定の床下空間の 確保等の措置
- 原則維持管理等級3
- 定期的な点検・補修等に関 する計画の策定 等

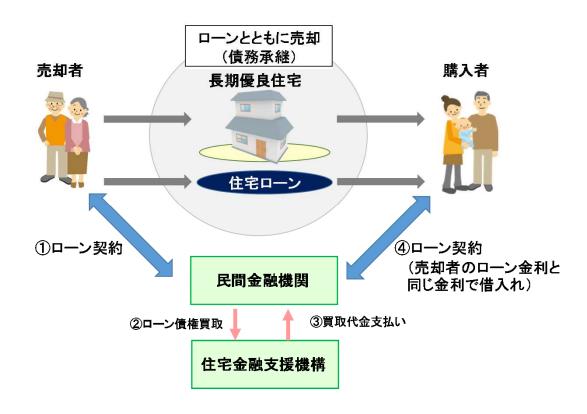
(注)上記の他、既存住宅を対象とした省エネルギー性及びバリアフリー性の基準がある。

フラット35におけるアシューマブルローンの導入

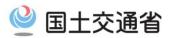


フラット35において、<mark>長期優良住宅</mark>を対象として「アシューマブルローン※」を導入 (平成29年度より)

※ アシューマブルローンとは、借入れの対象となる住宅を売却する際に住宅ローンを住宅購入者へ引き継ぐこと (債務承継)ができる住宅ローンのこと。住宅ローンの金利を引き継ぐことができるため、金利上昇時において は、新規の住宅ローンを借入れる場合よりも低い金利(売却者が住宅を購入した当時の住宅ローン金利)で 借り入れることができる。



地震保険における保険料の割引



長期優良住宅に係る書類(技術的審査適合証、認定通知書)により、地震保険の保険料の割引を受けることができる。

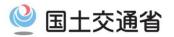
適用条件:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、免震建築物に該当する建物であること ことまたは耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している建物であること

対象	割引率
免震建築物	50%
耐震等級3	50%
耐震等級 2	30%
耐震等級1	10%

確認資料の代表例

- 住宅性能証明書
- 技術的審查適合証
- 設計内容説明書
- フラット35Sに関する適合証明書
- 建設住宅性能評価書
- 設計住宅性能評価書
- 認定通知書

所管行政庁独自の取組① (福岡県)



「ふくおか型長期優良住宅」推進プロジェクト

●認定基準+aの独自基準を設定して金利優遇等

福岡県と民間金融機関が連携し、「ふくおか型長期優良住宅」を建設・購入する場合、県と提携した金融機関で住宅ローンの「金利引き下げ」や「融資手数料の割引」等を受けることができる制度。

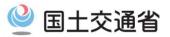
- ●事業主体
- •福岡県
- ●提携金融機関
- •福岡銀行
- •筑邦銀行
- ・西日本シティ銀行
- *北九州銀行
- •福岡中央銀行
- •信用金庫等9行
- •JAグループ福岡 14行

ふくおか型長期優良住宅とは

長期優良住宅の基本性能からさらにグレードアップされた住宅です。 一戸建て住宅(1)の場合、下段の6つの性能等のうち1つ以上を満たしたものとなります。

■長期優良住宅の認定基準項目 ■長期侵良住宅のメリット 長期優良住宅 ① 住居費の負担がダウン 劣化对策 環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世 ② 住宅の資産価値がアップ 代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換 可変性 を図ることを目的に平成21年6月4日に施行された「長期 ③ 環境負荷がダウン 優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定され 居住環境 住戸面積 ④ 減税等の措置 た住宅です。認定基準には、右記の9つの項目があります。 亜共同仕宅のみ

性能等	条 件	性能等	条 件	
耐震性能	建築基準法レベルの1.5倍の地 農力に対して側壊しないこと等。 (住宅性能表示制度 ^ロ による等級 が3又は免機建築物であること)	3世代対応	3世代で同居することを想定し、 面積や部屋数等が確保されて いること。	
バリアフリー 性能	段差の解消、手すりの設置、通路や出入り口の偏等、裏齢者等が安全に移動するため、また介助用車いす使用者が生活するための基本的な工夫がされていること。(住宅性能表示制度 ⁽²⁾ による等級が3以上であること)	県産材の 使用	県産材を10㎡以上使用している こと。	
フレキシブル 性能	居住者の年齢や身体状況、家族 構成の変化等に応じて間取りの 変更等がしやすいよう工夫され ていること。	防犯性能	防犯性の高い建物部品 (CP部品) を設置するなど、住宅への侵入を防ぐ一定の基準を満たしていること。	



「ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金」

●長期優良住宅であれば上乗せ補助

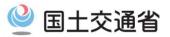
岐阜県内の工務店で、平成28年省エネルギー基準等を満たした木造住宅を新築又は改修する場合、補助を行う。

「長期優良住宅の認定を受けていること」「補助対象者が県外からの移住者であること」のいずれかを満たす場合、上乗せ補助を実施している。



一 補助対象者 次の全てに該当する者 ○ 自ら居住するために補助対象事業を行う者*1 砂補助金の交付申請年度の3月31日までに、補助対象事業が完了※2し実績報告書が提出できる者 の 県税の滞納がない者 → 補助金額 築:定額 30万円/戸 ●既存住宅改修:対象費用の1/2(限度額30万円/戸) 下記の1又は2のいずれかに該当する場合は、10万円/戸を加算(最大計40万円) 加算対象となる基準 確認書類・要件 「長期優良住宅の普及促進に関する法律」に基づく 長期優良住宅計画認定通知書の写し 長期優良住宅の認定を受けていること 申請年度の前年度の4月1日から事業完了日までは 補助対象者が県外からの移住者であること** 厚内に転入居を出した者 申請手続きの機略 ●交付を受けるまでの流れ 4月~9月 10月 12月 1月 2月 3月 交付申請 申請者 実績報告※3 申込書提出#1 請求害 補助金額確定 交付 (住宅課) 決定

所管行政庁独自の取組③ (愛知県)



独自の維持保全マニュアルの作成・配布/長期優良住宅認定標章シールの配布

認定計画実施者の法に基づく義務などの基本的な情報から、維持保全の記録の記入方法までを網羅した維持保全マニュアルを作成。認定計画実施者に配布している。また、完了報告提出時に長期優良住宅認定標章シールを配布している。

長期優良住宅の維持保全のすすめ (実践編)

6

「維持管理の記録」の記入方法について

■住まいの概要記入表

- 長期優良住宅認定申請書や建築確認申請書等を参考に、該当欄に書き写します。
- ・住まいの点検時や不具合が起きたときの相談者の連絡先も記入しましょう。

■保存書類一覧表

• 長期優良住宅の認定申請時に提出した書類です。有無を確認し保存しておきましょう。



- 予定欄には、維持保全計画書を参照して定期点検予定年に「●」を記入します。
- ・ 実施欄には、点検実施日と修繕終了日を記入します。



長期優良住宅認定標章シール



○関連する制度の概要

「安心R住宅」(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)

- 既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナス イメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。
- このため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章(「安心R住宅」)を付与するしくみを創設。

【平成29年11月6日告示公布、平成29年12月1日告示施行、平成30年4月1日標章使用開始】

従来のいわゆる「中古住宅」

「品質が不安、不具合があるかも」

「古い、**汚い**」

「選ぶための情報が少ない、わからない」

(既存住宅を紹介しているwebサイト(イメージ))



「安心R住宅」 ~「住みたい」「買いたい」既存住宅~

「品質が良く、安心して購入できる」

「既存住宅だけどきれい、既存住宅ならではの良さがある」

「選ぶ時に必要な情報が十分に提供され、納得して購入できる」





「安心R住宅」ロゴマーク

耐震性あり

インスペクション済み

現況の写真

リフォーム等の情報

تخ

「安心R住宅」(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)の概要



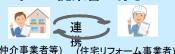
◇新耐震基準等に適合

◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合 (インスペクションのイメージ)



②リフォーム工事が実施されていて「きれい」

- ◇リフォーム工事によって従来 の既存住宅の「汚い」イメージ が払拭されている
- ◇リフォーム工事を実施してい ない場合は、費用情報を含む リフォーム提案書がある



- ・既存住宅だけど、きれい
- ・これからリフォーム工事にかかる 費用やリフォーム工事後のイメー ジがわかる

◇外装、主たる内装、水廻りの現況の写真を閲覧できる〈現況の写真イメージ〉



・広告等で写真を見て、実施済み のリフォーム工事の内容等を確 認できる 等

③情報が開示されていて 「わかりやすい」

◇広告時に点検記録等の保管 状況が示され、さらに求めに応 じて詳細情報が開示される

〈情報開示イメージ〉

広告時の情報開示 商談時に詳細情報を開示

「調査報告書」 ・設計図書 ・設計図書 ・設備点検 ・修権 ・保険 ・無



(仲介事業者等)

- ・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
- どんな保険・保証がつくかがわかる 等

相談できる

◇事業者団体が相談窓口を設置している

•トラブルがあっても相談できる

等

消費者が「住みたい」「買いたい」と思える既存住宅を選択できる



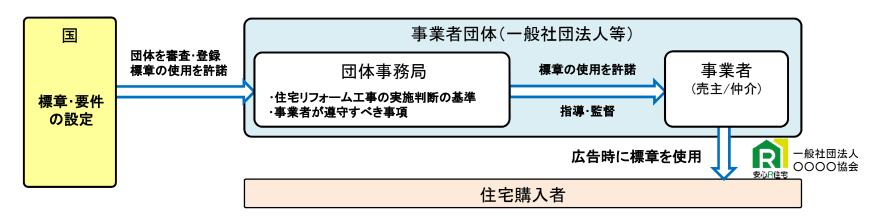
※「安心R住宅」の「安心」とは

- (1) 昭和56年6月1日以降の耐震基準(いわゆる新耐震基準)等に適合すること
- (2)インスペクション(建物状況調査等)を実施し、構造上の不具合及び雨漏りが認められず、住

購入者の求めに応じて既存住宅売買瑕疵保険を締結できる用意がなされているものであるこ

既存住宅の広告に「安心R住宅」の標章を使用するための手続

- <u>国は、「安心R住宅」の標章及び</u>それを使用できる<u>既存住宅の要件を設定</u>する。
 - その上で、標章の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、標章の使用を許諾する。
- <u>事業者団体は、リフォームの基準及び標章の使用について事業者が守るべきルールを設定</u>し、団体の構成員である 事業者の指導・監督を行う。
- <u>事業者は、要件に適合した住宅について、団体の基準やルールに則って広告時に標章を使用</u>することができる。



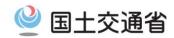
◇「安心R住宅」の登録団体一覧 平成30年9月25日時点

番号	登録日	名称(略称)	番号	登録日	名称(略称)
1	平成29年12月25日	一般社団法人優良ストック住宅推進協議会 (スムストック)	5	平成30年6月28日	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 (JERCO)
2	平成30年1月26日	一般社団法人リノベーション協議会	6	平成30年6月29日	一般社団法人住まい管理支援機構
3	平成30年3月13日	公益社団法人全日本不動産協会 ((公社)全日本不動産協会)	7	平成30年8月27日	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合 会(全宅連)
4	平成30年6月8日	一般社団法人石川県木造住宅協会	8	平成30年9月25日	一般社団法人全国住宅産業協会 (全住協)

「安心R住宅」の要件

	耐震性	• 現行の建築基準法の耐震基準に適合するもの又はこれに準ずるもの ^{※1} ※1 下記のいずれかを満たす住宅 ・昭和56年6月1日以降に建築したもの ・昭和56年5月31日以前に建築したもので、耐震診断により安全性が確かめられたもの			
(1) 「 不安 」の払拭	構造上の 不具合・ 雨漏り	• 既存住宅売買瑕疵保険契約を締結するための検査基準に適合したものであること ^{※2} ※2・構造上の不具合あるいは雨漏りが認められた場合で、広告時点において当該箇所の改修が完了しているものを含む ・広告時点において、既存住宅売買瑕疵保険の申し込みが受理されている場合はその旨を情報提供すること			
	共同住宅 の管理	• 管理規約及び長期修繕計画を有するとともに、住宅購入者の求めに応じて情報の内容を開示すること ^{※3} ※3 内容の開示は管理組合の承諾が得られた場合に行う			
(2) 「汚い」イメージの払拭 住 ※4		 事業者団体毎に「住宅リフォーム工事の実施判断の基準」を定め、基準に合致したリフォームを実施し、従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されていること**4 リフォームを実施していない場合は、リフォームに関する提案書(費用に関する情報を含むもの)を付すとともに、住宅購入者の求めに応じてリフォーム事業者をあっせんすること **4 建業後極めて短いものなどはリフォーム不要 外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況の写真等を閲覧できるようにすること 			
(3) 「わからない」イメージの払拭		下記について情報収集を行い、広告をするときに、当該住宅に関する書類の保存状況等を記載した書面(「安心 R住宅調査報告書」)を作成・交付するとともに、住宅購入者の求めに応じて情報の内容を開示			
		建築時の情報	適法性に関する情報、認定等に関する情報、住宅性能評価に関する情報、フラット35適合 証明書、竣工段階の設計図書		
「有」「無」「不明」の 開示が必要な項目		維持保全の状況に係る情報 <戸建で住宅又は共同住宅の専有部分>	維持管理計画、点検・診断の記録、防蟻に関する情報<戸建て住宅のみ>、維持修繕の実施状況の記録、住宅リフォーム工事・改修に関する書類		
		保険又は保証に係る情報	構造上の不具合及び雨漏りに関する保険・保証の書類、その他の保険・保証の書類(給排水管・設備・リフォーム工事に関するもの、シロアリに関するもの<戸建て住宅のみ>等)		
		省エネルギーに係る情報	省エネルギー性能に関する書類、開口部(窓)の仕様に関する情報、省エネ設備に関する情報		
		共用部分の管理に係る情報 <共同住宅等のみ>	修繕積立金の積立状況に関する書類、共用部分における大規模修繕の実施状況の記録		
住宅履歴情報(住宅の設計、施工、維持管理等の情報)を提供した機関に関する事項(機関名、問合せ先等)、登録団体 その他 (定期点検サービス、住宅ローンの金利優遇等)、過去に国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けた。 建築時の販売価格に関する書類、建築時の設計・施工業者に関する書類 等			等)、過去に国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けた実績に関する書類、		

住宅履歴情報について



- 住宅履歴情報は、住宅の現況把握や売買の場面で情報の非対称性解消に資するものであることから、平成28年に 閣議決定された住生活基本計画において、住宅履歴情報を活用した消費者への情報提供の充実が「新たな住宅 循環システム」を創出するための基本的な施策として位置づけられている。
- 住宅履歴情報の蓄積・活用については、有識者、関連事業者、行政の連携のもと策定された共通ルールに基づき、 取組が進められている。
- 平成30年3月末時点で、共通ルールに基づき約9万件の住宅履歴情報が情報サービス機関に登録されている。

◆ これまでの取組

○ 共通ルールの策定(平成19~21年度)

有識者として建築、不動産に関する学識者 らからなる住宅履歴情報整備検討委員会 において「住宅履歴情報の蓄積・活用の指 針」を策定

(国土交通省 住宅履歴情報蓄積·活用促進事業)

○情報サービス機関の立ち上げ支援 (平成22年度)

住宅履歴情報の保管等を行う情報サービス機関の立ち上げに必要なシステム導入を 支援

(国土交通省 住宅履歴情報蓄積のための 体制整備支援事業)

○住宅履歴システムの活用の促進 (平成25年度~) 長期優良住宅化リフォーム時における住宅 履歴情報の作成費用を支援 (国土交通省 長期優良住宅化リフォーム 推進事業)

◆住宅履歴情報の活用

〇点検時

住宅の構造や仕様、過去の点検やリフォームの記録を把握することで、効率的かつ的確な点検が可能に

〇不具合発生時

不具合発生時に、使用されている建材・ 設備を把握することで、原因の特定や適 切な修繕が可能に

〇リフォーム時

建築時の図面や過去の修繕記録があることで、必要なリフォーム工事の内容の 的確かつ円滑な検討が可能に

〇売却時

性能を示す資料やリフォームの記録、点 検結果などがあることで、建物価値の適 正な評価や円滑な売却が可能に



住宅履歴情報の蓄積・活用について



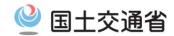
住宅履歴情報を取り扱う情報サービス機関

住宅所有者の住宅履歴情報の蓄積・活用をサポートする機関です。 「いえかるて」の商標を掲げた情報サービス機関では、一定の共通ルールに 基づいて住宅所有者や事業者の方より住宅履歴情報を電子化してお預かりし、 保管・提供するサービスを行っています。



「いえかるて」情報サービス機関の例

機関名	所在地	機関名	所在地
一般財団法人 北海道建築指導センター	北海道	住宅保証機構株式会社	東京都
INDI株式会社	北海道	価値住宅株式会社	東京都
株式会社 コンピュータシステム研究所	宮城県	株式会社 エー・エス・ディ	神奈川県
株式会社 インテグラル	茨城県	プロパティオン株式会社	神奈川県
株式会社 構造計画研究所	東京都	特定非営利活動法人 Smile住宅安心ネットワーク	山梨県
株式会社 住宅あんしん保証	東京都	株式会社 タチ基ホーム	愛知県
株式会社 フォーラム・ジェイ	東京都	株式会社しらかばハウジング	愛知県
スマイル・コミュニケーションズ株式会社	東京都	一般社団法人 住宅長期保証支援センター	大阪府
株式会社 エプコ	東京都	日本長期住宅メンテナンス有限責任事業組合	大阪府
株式会社 ハウスジーメン	東京都	株式会社 日本戸建管理	大阪府
株式会社 日本住宅保証検査機構	東京都	福井コンピュータアーキテクト株式会社	福井県
ハウスプラス住宅保証株式会社	東京都	安心計画株式会社	福岡県
株式会社 FPコーポレーション	東京都	株式会社 クロダ	長崎県
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社	東京都	(平成304	年4月現在)



※「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月国土交通省公表)に基づき作成

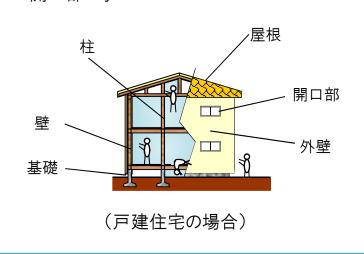
インスペクション

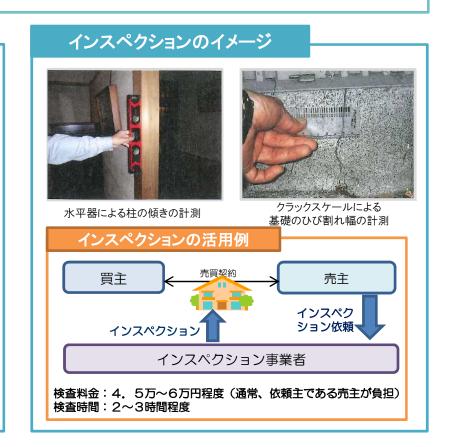
専門的な知見を有する者が、建物の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象及び不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。

インスペクションの対象部位の例

構造耐力上の安全性や雨漏り・水漏れ等の 観点から以下のような部位の劣化事象等を調査。

- ①構造耐力上主要な部分:基礎・壁・柱 等
- ②雨水の浸入を防止する部分:屋根・外壁・開口部 等





【調査結果に係る留意事項】

- ●瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではない。
- ●報告書の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではない。
- ●建築基準関係法令等への適合性を判定するものではない。

「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)概要 🤎 国土交通省



- 〇我が国の既存住宅流通シェアは、欧米諸国(約70~90%)と比較して極めて低い水準(14.7%)。
- ○既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住替え等による豊かな住生活の実現等の意義がある。

1. 既存建物取引時の情報提供の充実

▶既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に 広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる 市場環境を整備

【取引フロー】

申込 4

手続

売却/購入申込み

①媒介契約締結

依頼者の意向に応じ インスペクション実施

②重要事項説明 約

③売買契約締結

物件の引渡し

【新たな措置内容】

①媒介契約締結時

宅建業者がインスペクション業者のあっせんの可否を 示し、媒介依頼者の意向に応じてあっせん

②重要事項説明時

宅建業者がインスペクション結果を買主に対して説明

③売買契約締結時

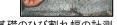
基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、そ の内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

【期待される効果】

- ・インスペクションを知らなかった消費者の サービス利用が促進
- ・建物の質を踏まえた購入判断や交渉が可 能に
- ・インスペクション結果を活用した既存住宅 売買瑕疵保険の加入が促進
- ・建物の瑕疵をめぐった物件引渡し後のトラ ブルを防止

- ※ 建物状況調査(インスペクション)
- ⇒ 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・ 不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。
- ※ 既存住宅売買瑕疵保険
- ⇒ 既存住宅に瑕疵があった場合に修補費用等を保証する保険。







基礎のひび割れ幅の計測 水平器による柱の傾きの計測

〇成果指標

- 既存住宅流通の市場規模 4兆円(H25) ⇒ **8兆円(H37)**
- インスペクションを受けた既存 住宅売買瑕疵保険の加入割合 $5\%(H26) \Rightarrow 20\%(H37)$

2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済

不動産取引により損害を被った消費者を確実に救済するため、営業保証 金・弁済業務保証金による弁済の対象者から宅地建物取引業者を除外。

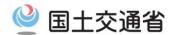
3. 宅地建物取引業者の団体による研修

業界団体に対し、従業者への体系的な研修を実施するよう努力義務を 課す。

4. 施行期日

- 1. 既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定: 平成30年4月1日施行
- 2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済、3. 宅地建物取引業者の団体による研修に関する規定: 平成29年4月1日施行

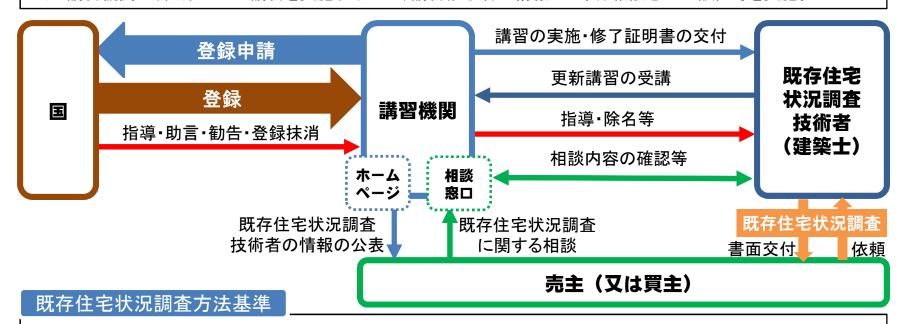
既存住宅状況調査技術者講習制度の概要



- 〇 既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、講習登録規程に基づく既存住宅状況 調査技術者講習制度を創設。5講習機関を登録し約31,000人が講習修了。(平成30年10月末現在)
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士は調査方法基準に基づき 適正に調査を実施。

既存住宅状況調査技術者講習登録規程

○ 講習機関は、建築士への講習を実施するほか、講習修了者の情報の公表、相談窓口の設置等を実施。



〇 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等(構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認)を規定。

登録講習の実施機関一覧

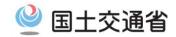
平成30年10月末現在

		_	平成30年10月末現在
登録番号	名称	登録番号	名称
1	一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会	4	一般社団法人日本木造住宅産業協会
2	公益社団法人日本建築士会連合会	5	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
3	一般社団法人全日本ハウスインスペクター協会	-	-



○制度の運用状況

長期優良住宅の認定状況



- ・長期優良住宅建築等計画の認定制度は、 新築は平成21年6月4日より、増改築認定は28年4月1日より運用開始
- ・累計認定実績(平成30年3月末現在)

【新築】<u>915,194戸</u>(一戸建ての住宅894,943戸、共同住宅等20,251戸)

【増改築】 423戸(一戸建ての住宅 395戸、共同住宅等 28戸)

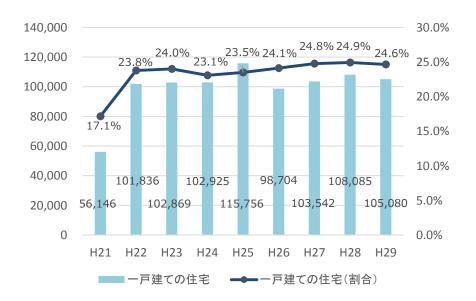
•平成29年度認定実績

【新築】106,611戸(一戸建ての住宅105,080戸、共同住宅等 1,531戸)

【増改築】 296戸(一戸建ての住宅 295戸、共同住宅等 1戸)

新設住宅着工数に対する長期優良住宅認定戸数の割合は11.3% (一戸建て24.6%、共同住宅等0.3%)

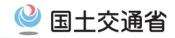
一戸建ての住宅の認定実績(新築)



共同住宅等の認定実績(新築)



長期優良住宅(新築)の構造別認定状況(1)

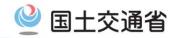


- 木造住宅の認定件数が年間6万~7万戸前後と最も多い。
- 新設住宅着工戸数に占める認定割合では、 木造が2割弱であるのに対し、S造は約8割となっている。

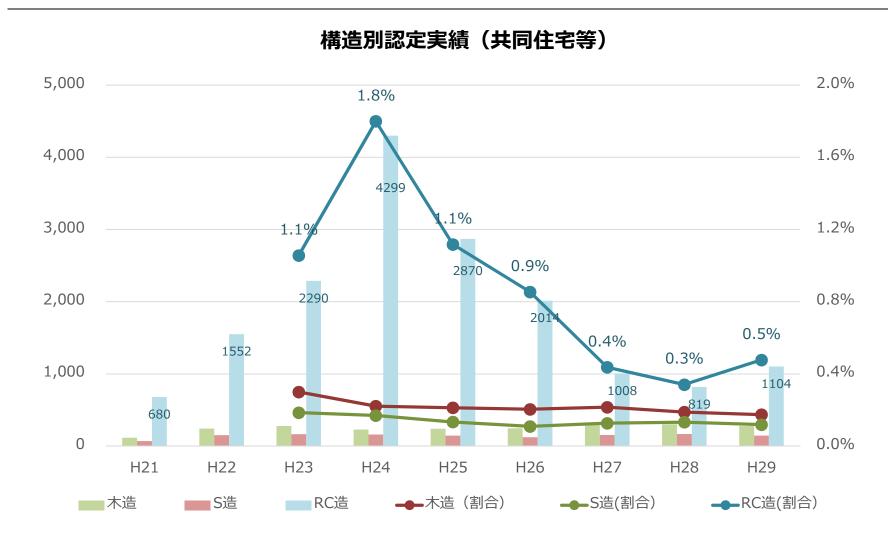
構造別認定実績(一戸建ての住宅)



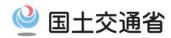
長期優良住宅(新築)の構造別認定状況2



過去5年間の新設住宅着工戸数に占める認定割合は、 いずれの構造も1%強未満と低い状況

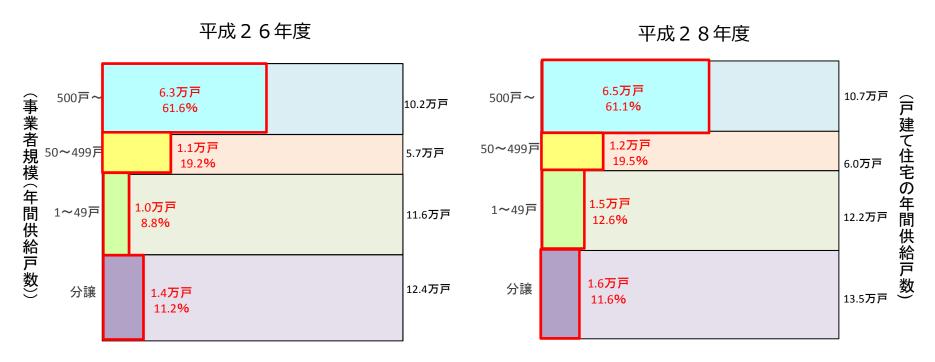


供給される住宅に占める認定長期優良住宅の割合



大手の住宅生産者等(年間供給戸数50戸以上)における長期優良住宅の認定割合は、平成26年度と平成28年度の実績を比較してほぼ横ばいであるが、中小住宅生産者(年間供給戸数50戸未満)の認定割合は、平成26年度は8.8パーセントであるのに対し、平成28年度は12.6パーセントと約1.4倍となっている。

【事業者規模(年間供給戸数)別戸建て注文住宅の供給戸数に占める認定長期優良住宅の割合】



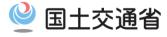
参考資料2

(第1回検討会 提示資料)

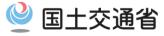
長期優良住宅制度の評価と課題



アンケート調査概要



	対象	調査法	調査期間
消費者	過去10年間に新築住宅を購入した消費者 (内訳) ・戸建住宅取得者310人 (うち認定住宅取得者155人) ・共同住宅所有者310人 (うち認定住宅取得者155人)	Web調査	H30.10.23 ~H30.10.30
ハウスメーカー	(一社) 住宅生産団体連合会の企業会員12社	 調査票をメールで配布・回収 	H30.10.22 ∼H30.11.7
工務店	・(一社)JBN・全国工務店協会 ・全国建設労働組合総連合 ・全国中小建築工事業団体連合会 の会員 配布件数: 4,384件 有効回答数: 610件	調査票を郵送配布。 FAXまたはメールで回収	H30.10.2 ~H30.11.2
マンション供給者	(一社) 不動産協会の会員会社8社	調査票をメールで配布・回収	H30.11.15 ~H30.11.22
所管行政庁	47都道府県と20政令指定都市	調査票をメールで配布・回収	H30.10.1 ∼H30.10.9
業界団体	・戸建住宅関連団体 8団体 ・共同住宅関連団体 4団体 ・瑕疵担保責任保険法人 4団体 ・その他 3団体	調査票をメールで配布・回収	H30.10.22 ~H30.11.12



○評価

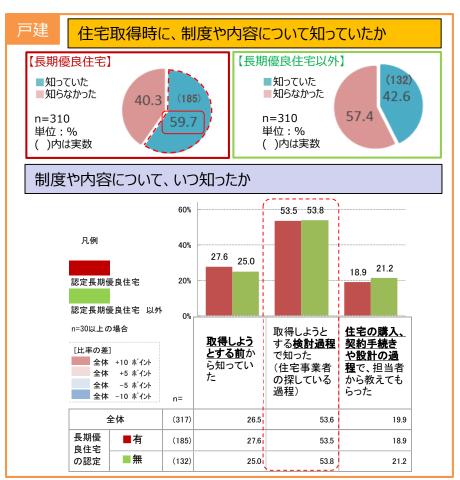
制度に対する消費者の認知度

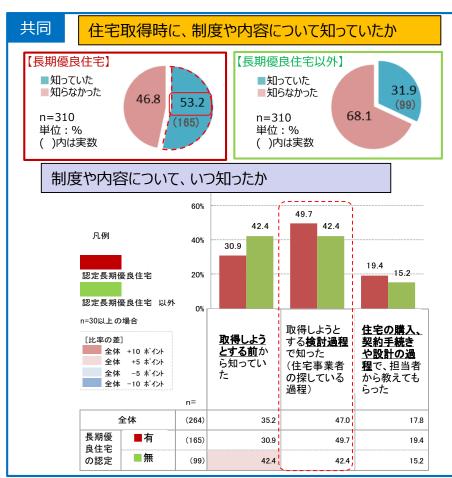
 消費者
 ハウス
 T38/E
 マンション
 所管
 業界

 メーカー
 工務店
 供給者
 行政庁
 団体

Q. 住宅取得時に、制度や内容について知っていたか/いつ知ったか

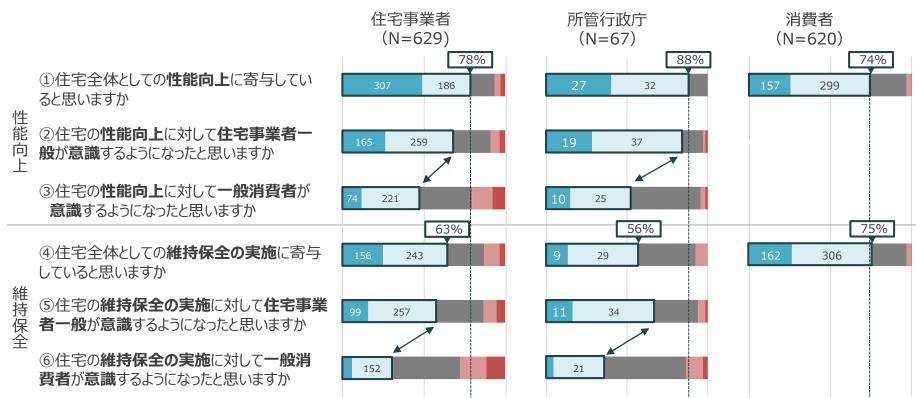
- 住宅取得時に「制度や内容について知っていたか」について、長期優良住宅の取得者においては戸建で6割、共同で5割強が「知っていた」としている。
- 制度や内容について、「いつ知ったか」について、戸建、共同ともに「検討過程」が多い。





Q. 長期優良住宅制度が「住宅全体の性能向上」「維持保全の実施」に寄与していると思うか

- 肯定的回答の割合が総じて高い。また、性能向上に対する肯定的回答の割合が、維持保全に対する割合よりも高い
- 住宅事業者への意識づけへの寄与に比べて、消費者への意識づけへの寄与に対する肯定的回答の割合が低い



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

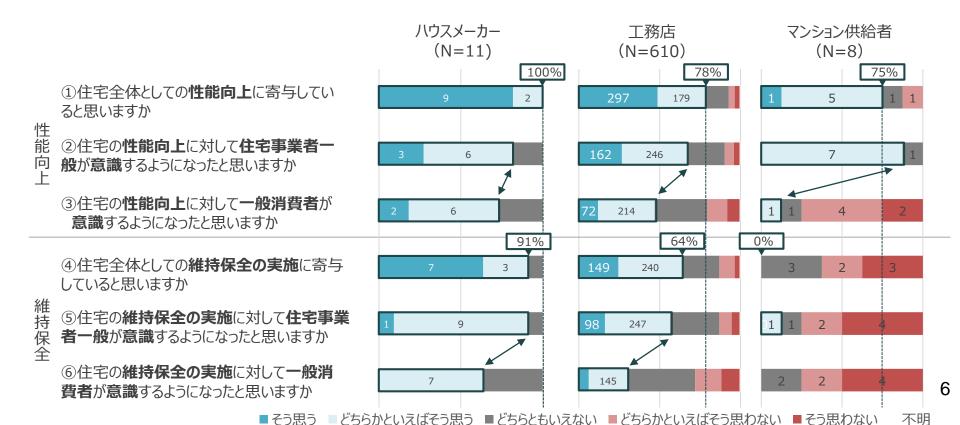
不明

工務店

Q. 長期優良住宅制度が「住宅全体の性能向上」「維持保全の実施」に寄与していると思うか

(「住宅事業者」をハウスメーカー、工務店、マンション供給者に分けて分析)

- いずれの住宅事業者も住宅全体の性能向上、住宅の性能向上に対する事業者の意識づけへの寄与については肯定的な回答が多い。
- 住宅の性能向上に対する一般消費者の意識付への寄与、維持保全の実施に対する寄与については、住宅事業者によって傾向が大きく異なる。



住宅の性能向上/維持保全の実施への寄与③

消費者

ハウス メーカー

工務店

所管 マンション 供給者 行政庁

団体

O. 長期優良住宅制度が「住宅全体の性能向上」「維持保全の実施」に寄与していると思うか

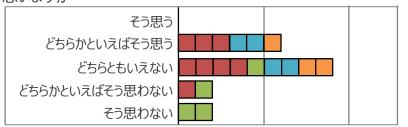
- 性能向上に対する肯定的回答の割合が、維持保全に対する割合よりも高い。
- 住宅事業者への意識づけへの寄与に比べて、消費者への意識づけへの寄与に対する肯定的回答の割合が低い
- 共同住宅関連団体による評価は、戸建住宅関連団体による評価と比べて総じて低い
 - ①住宅全体としての**性能向上**に寄与していると思いますか



②住宅の**性能向上**に対して**住宅事業者一般が意識**するように なったと思いますか



③住宅の性能向上に対して一般消費者が意識するようになったと 思いますか



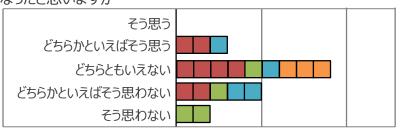
④住宅全体としての**維持保全の実施**に寄与していると思いますか



(5)住宅の維持保全の実施に対して住宅事業者一般が意識する ようになったと思いますか



⑥住宅の維持保全の実施に対して一般消費者が意識するように なったと思いますか



7

■ 戸建住宅関連団体(8団体)

■ 共同住宅関連団体(4団体)

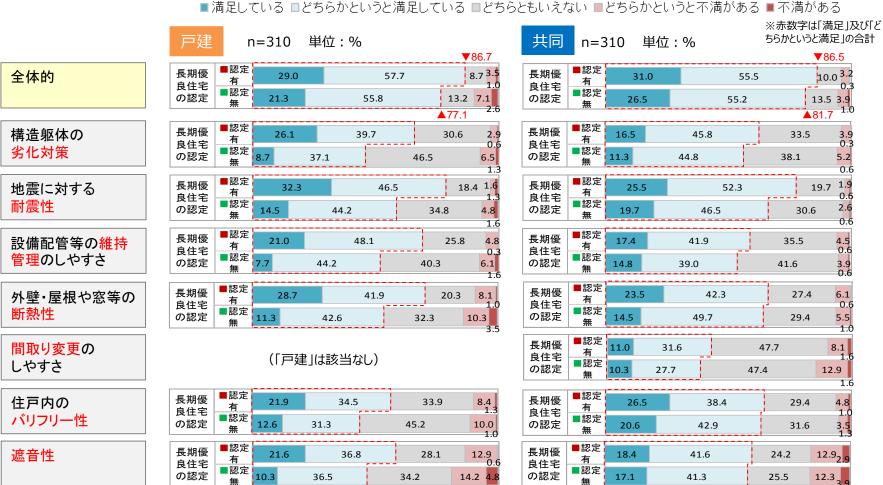
■ 瑕疵担保責任保険法人関連団体(4団体)

その他(3団体)※流通、不動産鑑定、建築士関係

ハウス マンション 所管 業界 消費者 工務店 メーカー 供給者 行政庁 団体

Q. 現在の住まいに満足しているか、不満があるか? (性能関係)

- 認定の有無別にみると、性能にかかるいずれの項目においても「長期優良住宅」の方が満足度が高くなっている。
- 認定の有無別にみると、性能にかかる満足度の差が、戸建住宅に比べて共同住宅の方が小さい。



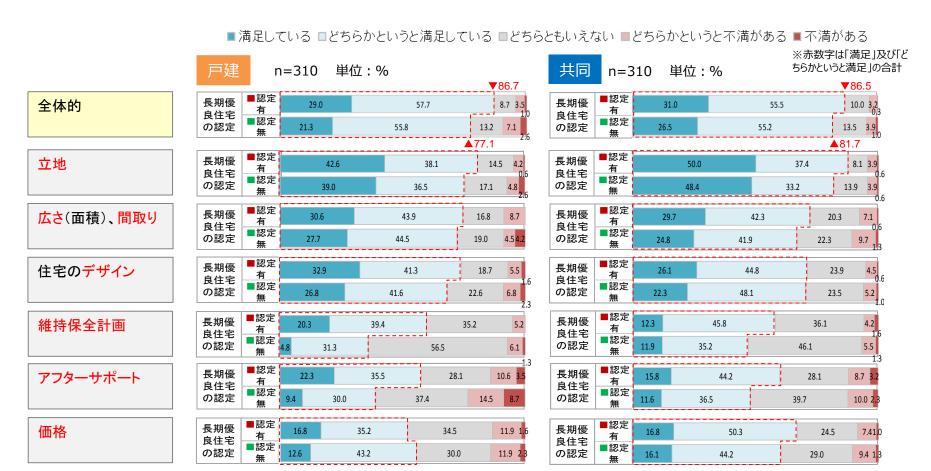
工務店

消費者

住まいに対する消費者の満足度②

Q. 現在の住まいに満足しているか、不満があるか? (性能関係以外)

認定の有無別にみると、戸建住宅において、長期優良住宅の取得者の方が「維持保全計画」「アフターサポート」に対 する満足度が高いが、共同住宅においてはその差は小さくなる。



 消費者
 ハウス
 T務店
 マンション
 所管
 業界

 メーカー
 工務店
 供給者
 行政庁
 団体

Q. 実際に取得した住まいを長期優良住宅とした理由は何か?

- 長期優良住宅とした理由について、戸建住宅の場合、「高い性能」の割合が最も高く47.4%。次いで「金利引き下げ等」が37.7%、「税の特例措置」が35.8%となっている。
- 共同住宅の場合は、戸建住宅同様「高い性能」の割合が最も高く53.5%。次いで「第三者認定」「税の特例措置」 「金利引き下げ等」がほぼ同等で約3割前後となっている。
- 「売却時に有利」は、戸建住宅とくらべて共同住宅の割合が高い。

戸建

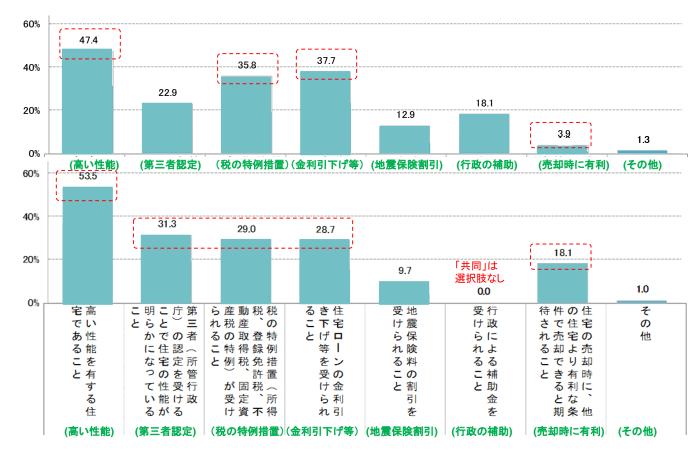
n=310 単位:%

MA (あてはまるもの2つまで)

共同

n=310 単位:%

MA (あてはまるもの 2 つまで)



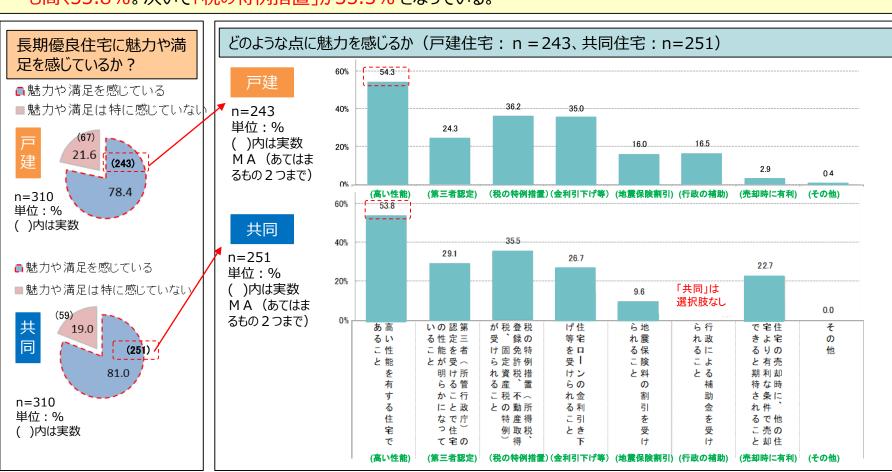
 消費者
 パウス
 T務店
 マンション
 所管
 業界

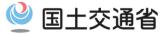
 メーカー
 工務店
 供給者
 行政庁
 団体

11

Q. 実際に取得した住まいが長期優良住宅であることについて、魅力や満足を感じているか?

- ・長期優良住宅の魅力・満足感について、戸建住宅の場合「魅力や満足を感じている」の割合は78.4%。魅力等を感じる点については、「高い性能」の割合が最も高く54.3%。次いで「税の特例措置」「第三者認定」 となっている。
- ・共同住宅の場合、「魅力や満足を感じている」の割合は81.0%。魅力等を感じる点については、「高い性能」の割合が最も高く53.8%。次いで「税の特例措置」が35.5% となっている。

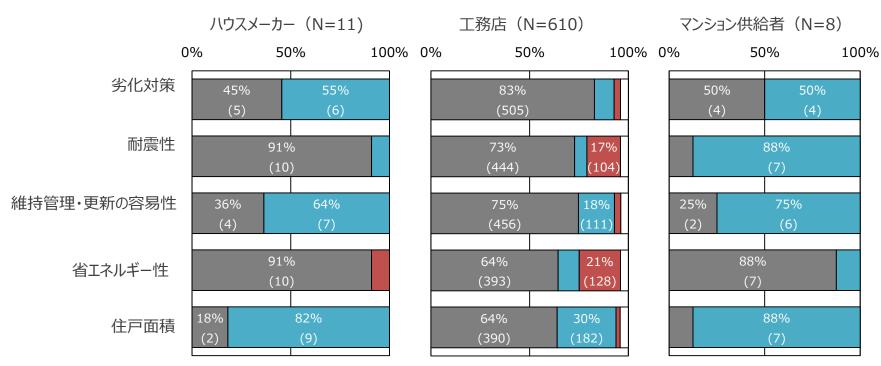






Q. 長期優良住宅の認定基準について、見直しの要望等はありますか

- 劣化対策 ハウスメーカー、マンション供給者の半数以上が「緩和すべき」と回答。
- **耐震性** ハウスメーカー、工務店では「現状のままでよい」が最も多いが、マンション供給者では「緩和すべき」が最も多い。
- 維持管理・更新の容易性 ハウスメーカー、マンション供給者では「緩和すべき」が最も多い。工務店では「現状のままでよい」が最も多い。
- **省エネルギー性** いずれも「現状のままでよい」が最も多いが、約2割の工務店が「強化すべき」と回答。
- **住戸面積** ハウスメーカー、マンション供給者の8割以上、工務店の約3割が「緩和すべき」と回答



現状のままでよい

緩和すべき

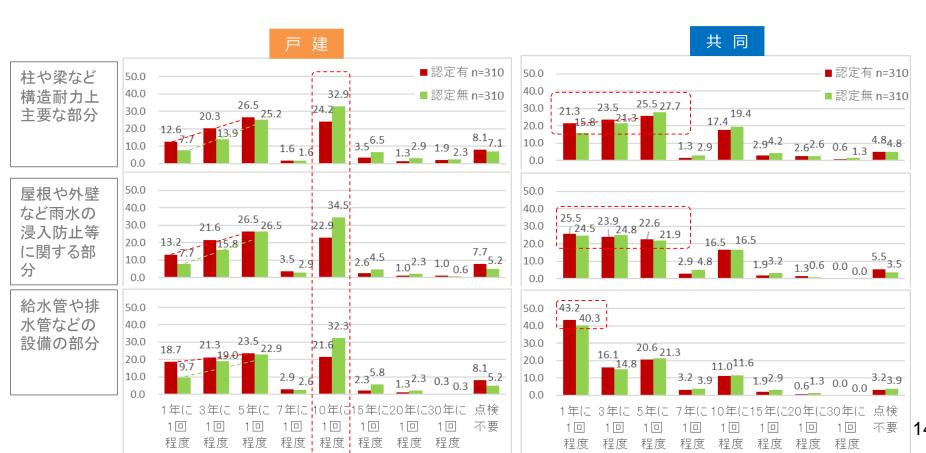
強化すべき

維持保全について(1)

ハウス 業界 マンション 所管 工務店 消費者 メーカー 供給者 行政庁 団体

Q. 専門業者、工務店等の第三者による住まいの点検は、どの程度の頻度で必要か?

- 戸建では「10年に1回程度」と回答する者の割合がもっとも高い。 認定の有無別にみると、認定住宅を取得した消費者の方が、より短い期間で点検が必要と回答する者の割合が高い。
- 共同については、認定の有無別で傾向に大きな差はなく、戸建に比べて、より短い期間で点検が必要と回答する者が 多い傾向にある。特に給水管等については「1年に1回程度」が顕著に高い。

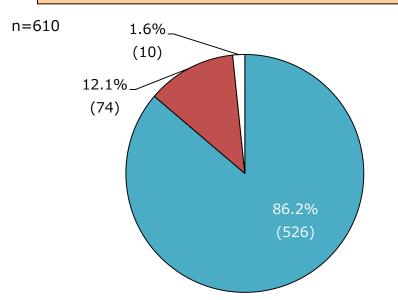


維持保全について②

ハウス 所管 マンション 業界 消費者 工務店 メーカー 供給者 行政庁 団体

- Q. 住宅の維持保全の必要性や重要性についてどのように考えるか
- Q. お客様に対して、住宅の維持保全に関する認識を高めるための取組として必要と考えられるものは何か
- 維持保全の必要性や重要性について、「事前の維持保全は重要」とする工務店は86.2%にのぼる。
- 維持保全の認識を高める取組みとして、「点検時期等のご案内」(64.4%)が最も多い。次いで、「住宅引渡し時 の説明の徹底」(26,4%)の割合が高い傾向にある。

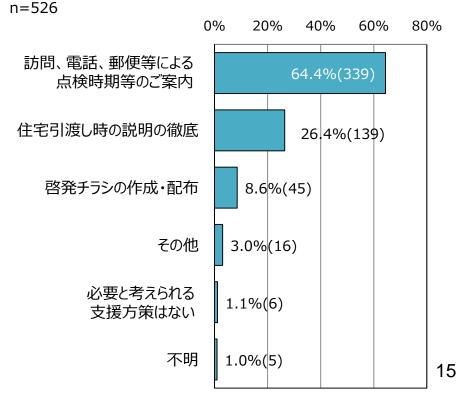
維持保全の必要性や重要性についてどのように考えているか



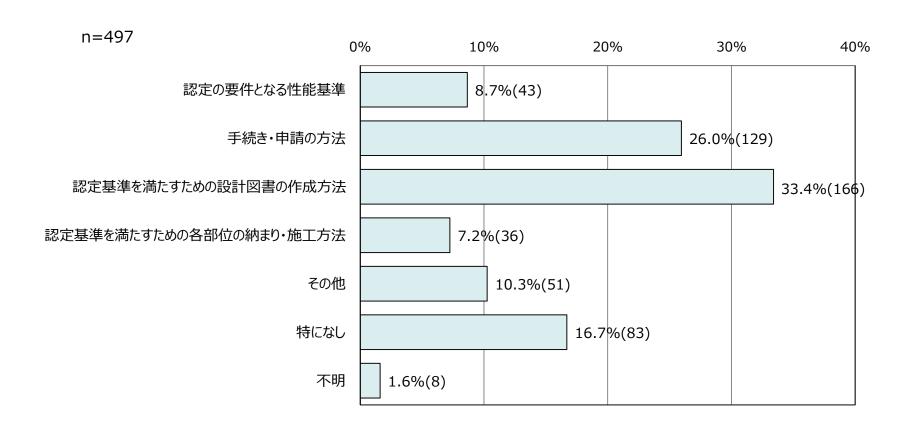
- ■問題が大きくなる前に行う点検・補修などの事前の維持保全は重要だと 考えている
- ■構造躯体の劣化や漏水、設備配管の故障等が発生してから調査、修 繕又は改良を行えばよく、事前の維持保全はあまり重視していない

口不明

維持保全の認識を高めるためにどのような取組みが必要か

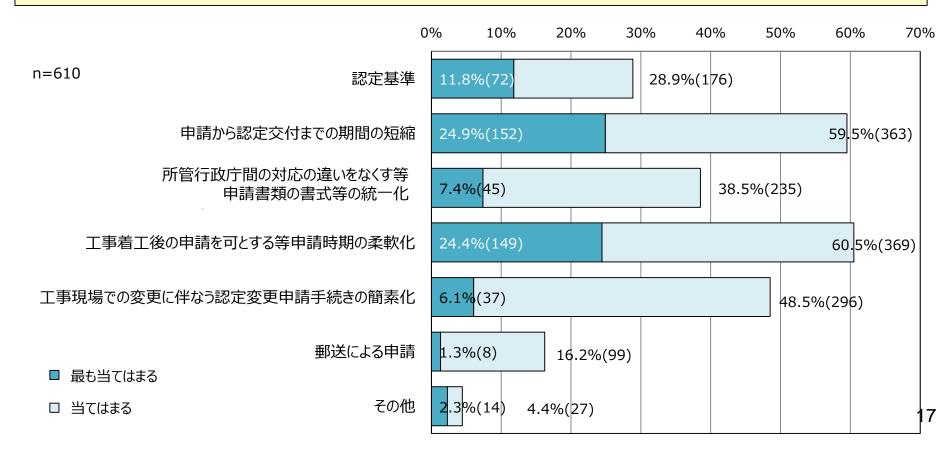


- Q. (長期優良住宅の認定取得に「今後も取り組む/取り組みたい」と回答した工務店のみ回答) 取組みを始めた時、障壁となったことはなにか。
- 認定取得に今後取り組む/取り組みたいとした事業者について、認定取得の取組を始める際に障壁となったもの/なっているものとして、「認定基準を満たすための設計図書の作成方法」「手続き・申請の方法」を挙げる事業者数が25%以上であるなど、手続きに関する要望が多い。



Q. 認定基準や認定手続き、申請方法等について、改善の要望等はあるか

- 改善を要望する認定手続き等について、「申請時期の柔軟化」、「申請から認定交付までの期間の短縮」を挙げた工務店がいずれも約6割を占める。次いで、「認定変更申請手続きの簡素化」、「申請書類の書式等の統一化」の割合が高い傾向にある。
- 最も改善を要望する認定手続き等として、「申請から認定交付までの期間の短縮」(24.9%)、「申請時期の柔軟化」(24.4%)といった、スケジュールに関する改善要望が強い。



参考資料3

(第1回検討会 提示資料)

検討会でご議論いただきたい事項

- 1. 認定の枠組み
- (1) 認定基準の内容
 - 例)・特に共同住宅において活用が進むような認定基準の合理化
 - ・面積基準のあり方
- (2) 認定の基本的枠組み
 - 例)・共同住宅を棟単位で確認する枠組み
 - 現場検査により基準適合を確認する枠組み
- (3) 適切な維持管理の促進
 - 例)・インスペクションを活用した、適切に管理された既存住宅を差別化 する枠組み
- 2. 制度のさらなる普及促進のためのインセンティブのあり方
 - 例)・消費者や事業者に訴求する税財政融資等の支援策
 - 既存流通市場において認定住宅を差別化する枠組み
- 3. 事務手続きの合理化
- (1)関係する他制度との一体的運用
 - 例)・住宅性能表示制度と長期優良住宅制度の一体的な運用
- (2) 申請手続きの合理化
 - 例)・所管行政庁における認定申請受付の合理化
 - ・登録住宅性能評価機関による技術的審査の法令上の位置づけの明 確化
- 4. その他
 - 例)・中小住宅生産者等に対する効果的な普及啓発
 - ・履歴情報の蓄積・活用を促進させる方策

長期優良住宅制度のあり方に関する検討会(第1回) 議事概要

日 時:平成30年11月30日(金)10:00~12:00

場 所:経済産業省別館 1107 号会議室

出 席 者:委員名簿 参照(角倉委員欠席)

議 事:(1)検討会について

(2) 長期優良住宅制度の現状について

(3) 長期優良住宅制度の評価等について

(4) 今後のスケジュールについて

議事概要:

- 〇冒頭、住宅生産課長より挨拶を行った。
- ○議事に係る説明・指摘事項等については、次のとおり。
 - (1)検討会について
 - 〇事務局より、資料2及び資料3を説明。
 - (2) 長期優良住宅制度の現状について
 - ○事務局より、資料4を説明。

〈委員からの主な指摘事項等〉

・長期優良住宅の見直しの課題は2つある。1つは、長期優良住宅の基準を満たす住宅の建設ができていない事業者が、建設できるようにするにはどうすればいいのか。もう1つは、すでに長期優良住宅に相当するものを建設している事業者で、認定制度を使っていない事業者をどう迎え入れるようにするのか。

(3) 長期優良住宅制度の評価等について

○事務局より、資料5を説明。

〈委員からの主な指摘事項等〉

長期優良住宅を売るときに有利であるか、ということについては、戸建住宅はほとんど評価されてない。

(4)会議を通しての意見について

〇各委員から意見を表明

〈委員からの主な意見等〉

・都市部では地価が高く、ある程度小さい敷地でしか住宅を建設できない現状 があり、面積要件は検討していくべき。

- ・戸建住宅と共同住宅はかなり状況が異なるため、分けて議論したほうがよい。
- ・長期優良住宅の認定は戸単位であるため、認定を取得している共同住宅を探 そうと思っても探せない。流通の観点からも、情報のキャッチしやすさとい う点で、棟単位で考えることは重要。
- ・共同住宅については、棟別で認定か、または、建物のスケルトンとインフィルを分けた二段階で認定する仕組みの検討はできないか。
- ・共同住宅については流通性が高く、維持管理システムもきちんとあり、それ なりに標準化された品質が担保されているため、長期優良住宅でなくても流 通している。
- ・共同住宅に関して、耐震性、維持管理・更新の容易性の基準がネックになっているのは以前から指摘がある。
- ・長期優良住宅の基準は総花的で足し算すると高くなる。制度施行から 10 年を契機に、制度のスリムアップ・洗練化を図るべきである。
- ・住宅性能評価書に長期優良住宅の認定基準に適合していることが表示できれば、完全に住宅性能表示制度と一本化できるようなことも考えられる。
- ・長期優良住宅は長く維持保全状況を追いかけていく制度であり、紙ではなく て電子媒体で保存する仕組みも考えるとよい。
- ・中小事業者の方々がなかなか認定を取得できない理由をもう少し分析しても らいたい。
- ・住宅の維持・保全についてはどのように消費者に理解し、実行してもらうかが重要。住宅履歴情報は本当に蓄積されているのか。
- ・長期優良住宅は、初期コストが高い代わりに、売却時に高く売れるということを保証するのではなく、20年、30年住んでいく中でのランニングコストが通常の住宅に比べ高くならない、ということを論証し、販売現場で宣伝されることが重要。
- ・長期優良住宅は長期間にわたり利用されることから、地域との関係をどのように築くのかを考える必要があるのではないか。
- ・安心R住宅、瑕疵担保の保険、住宅履歴情報など既存の仕組みをうまく組み 合わせて使っていくことを考えるとよい。

(5) 今後のスケジュールについて 〇事務局より、資料7を説明。